

公益社団法人福岡県サッカー協会 定款

第1章 総則

【名称】

第1条 この法人は、公益社団法人福岡県サッカー協会(英名を Incorporated Football Association of Fukuoka Prefecture(略称 F.A.F.P.)、独名を Körperschaft des Fu ß ballbundes in Fukuoka Präfektur(略称 F.F.P.)) と称する。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

- 2 この法人は、理事会の議決によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 この法人は、福岡県においてサッカーの普及発展、競技力の向上に関する事業等を行うと共に公益財団法人日本サッカー協会の事業に協力し、もって福岡県民の豊かなスポーツ文化の振興及び心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)サッカーに係る試合の主催及び公式記録の作成等に関する事業
- (2)サッカーの指導者及び審判員等の養成及び資格認定に関する事業
- (3)サッカー技術の指導、調査及び研究に関する事業
- (4)サッカーに係るチーム、選手、監督及び審判員の登録に関する事業
- (5)サッカーに係る広報及び普及に関する事業
- (6)サッカーに係る地域間交流に関する事業
- (7)サッカーに係る試合の運営受託に関する事業
- (8)サッカーに関する功労者及び優秀競技者の表彰に関する事業
- (9)サッカー場の拡充及び確保に関する事業
- (10) サッカー場及び施設の賃貸に関する事業
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

- 2 前項の全ての号の事業は、公益目的事業とし、福岡県及びその周辺において行う。

第3章 社員

【種別】

第5条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、第6条の規定の入会を承認された個人又は団体（第2号及び第3号に掲げる会員を除く）又は団体

(2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために申し込みをし、第 6 条の規定の入会を承認された個人又は団体

(3)名誉会員 この法人の発展に特に功績のあった者で、理事会で推薦され、総会で承認された個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

【会員資格の取得】

第 6 条 この法人の会員になろうとする者（ただし、前条の名誉会員を除く。）は、理事会の定めるところによる入会申込書を会長に提出し、理事会でその可否を決定し、会長が本人に通知する。

2 前条第 1 項第 3 号の名誉会員については、理事会で推薦され、総会で承認し、会長が本人に通知する。

3 前第 1 項及び第 2 項により入会の承認をした会員について、会長は、会員名簿に所要の事項を記載する。

【経費の負担】

第 7 条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

【任意退会】

第 8 条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【除名】

第 9 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。

(1)この法人の定款又は他の規則に違反したとき。

(2)この法人の名誉を毀損、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から 1 週間前までに当該社員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

【会員資格の喪失】

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)第 7 条の支払い義務につき、支払いすべき事業年度の年度末までに履行しなかったとき。

(2)当該会員が死亡、又は会員である団体が解散したとき。

(3)総正会員が同意したとき。

【抛出金品の不返還】

第11条 会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金は、返還しない。また、前条第8条乃至第10条各号により会員資格の喪失等をしたときも同様とする。

第4章 社員総会

【構成】

第12条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

【権限】

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事の報酬等の支給基準
- (4)貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5)定款の変更
- (6)解散及び清算時の残余財産の帰属
- (7)第49条に定める借入の承認
- (8)入社の基準並びに入会金及び会費の額
- (9)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開催】

第14条 総会は定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会を必要がある場合に開催する。

【招集】

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し 総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から起算して30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会開催日の14日前までに通知しなければならない。

【議長】

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたるとき又は会長に事故があるときは、理事長が総会の議長となる。

【議決権】

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

【決議】

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)第49条に定める借入の承認

(6)その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【書面評決等】

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって評決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- 3 総会において書面評決を行う場合は、第15条第4項に定める招集通知書に記載しなければならない。

【議事録】

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

- 3 議事録は、第2条に定める主たる事務所に10年間保管する。

第5章 役員

【種類及び定数】

第21条 この法人には、次の役員を置く。

- (1)理事 25名以上35名以内

(2)監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち1名を理事長とする。
- 3 会長及び理事長以外の理事のうち5名以内の常務理事を置くことができる。
- 4 第2項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前3項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

【役員を選任】

第22条 役員は、正会員の中から総会の決議によって選任する。但し理事5名以内及び監事1名は、正会員以外から選任することができる。

- 2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条の各項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号及び第2号に該当する者は、役員に選任することができない。

【役員の要件】

第23条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

- 2 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

【役員登記】

第24条 理事・監事に登記簿上の事項につき異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

【理事の職務】

第25条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長及び理事長は法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

【理事の義務】

第26条 会長及び理事長並びに常務理事は、自己の職務の執行状況について理事会に対し、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

第27条 理事が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項各号に定めた取引をする場合は、理事会において承認を受けなければならない。

第28条 理事はこの法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監事に報告しなければならない。

【監事の職務】

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定める監査報告書を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務の執行及び財産の状況を調査することが出来る。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は理事会に出席し必要と認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 第3項の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。
- 6 第38条第2項に定める期間内に理事会が招集されない場合は、開催を請求した監事は自ら理事会を招集できる。

【役員任期】

第30条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなつた時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【会長が欠けた時の措置】

第31条 会長が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選定された会長が就任するまで会長の権利義務を有する。

- 2 会長が欠けた場合には、利害関係者は裁判所に対して一時会長の職務を行うべき者を選任するよう申し立てることができる。

【理事長が欠けた時の措置】

第32条 理事長が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで会長の権利義務を有す。

- 2 理事長が欠けた場合には、利害関係者は裁判所に対して一時理事長の職務を行うべき者を選任するよう申し立てることができる。

【役員解任】

第33条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

【報酬等】

第34条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別途定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

できる。

第6章 理事会

【構成】

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

この場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、決議の結果を参考に
にする事が出来る。

(4)その他この定款で定められた事項

【開催】

第37条 次の場合は、理事会を開催する。

- (1)会長又は理事長が必要と認めたとき
- (2)会長、理事長以外の理事より会議の目的である事項を記載した書面をもって
招集の請求があったとき
- (3)第29条第5項の規定より、監事から招集の請求があったとき

【招集】

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号・第3号に該当する場合は、請求のあった日から起算
して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書
面をもって、少なくとも理事会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるとき、各理事が理事会を招集
する。

【議長】

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

【決議】

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半
数が出席しその過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、決議の目的である提案について理事が提案した場合
において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたと

きは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案に異議を述べたときを除く。

【議事録の作成及び保存】

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長、代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印す。但し、会長もしくは代表理事の選定を行う理事会においては、他の出席した理事も署名または記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面も同様とする。

第7章 コンプライアンス委員会

【構成】

第42条 この法人に、コンプライアンス委員会を置く。

- 2 前項の委員会は、理事1名、事務局1名で構成する。
- 3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1)この法人の理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
 - (2)この法人の事業に従事する者からの法令違反行為に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること。
- 4 第2項の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 5 第1項の委員会の議事運営の細則は、理事会において定める。

第8章 資産及び会計

【基本財産】

第43条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 別紙財産目録中基本財産の部に計上された財産
 - (2) 寄付者から基本財産に繰り入れることとされた財産
 - (3) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産
- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認をえなければならない。

【事業年度】

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した

書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【事業報告及び決算】

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)正味財産増減計算書
- (5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6)財産目録

- 2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1)監査報告書
- (2)役員の名簿
- (3)役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 前2項の規定にかかわらず、会員名簿及び役員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

- 4 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

【公益目的取得財産残額の算定】

第47条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

【剰余金の処分制限】

第48条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

【長期借入金】

第49条 この法人が借入をする場合には、当該借入を行った事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の承認を受けなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

【解散】

第51条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【公益認定の取消し等に伴う贈与】

第52条 この法人が公益認定の取り消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【残余財産の帰属】

第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【出資金等の取扱】

第54条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等として権利を行使する場合は、次の事項を除き、権利の行使又は権利行使の請求をしてはならない。

- (1)配当の受領
- (2)無償新株式
- (3)株主配当増資への応募
- (4)株主宛配布書類の受領

第10章 事務局

【設置等】

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会承認のうえ、理事長が任免する。
- 4 職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

【備付帳簿及び書類】

第56条 主たる事務所には、第46条に定められた書類の他、次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1)会員の異動に関する書類
- (2)認定、許可等及び登記に関する書類

- (3)役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4)定款に定める機関の議事に関する書類
- (5)収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6)資産台帳、負債台帳及び正味財産の状況を示す書類
- (7)その他必要な帳簿及び書類

- 2 前項の規定にかかわらず、前項1号及び同3号の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

第11章 公 告

【公告の方法】

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、福岡県において発行する西日本新聞に掲載する方法による。

第12章 補 則

【委任】

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は石井幸孝、理事長は井上辰馬とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成27年6月26日から施行する。